

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和 4 年 2 月 18 日（金）

（案件名）

- ・ 令和 3 年度地方債に係る同意等（二次協議分）について（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課

内村地方債管理官（内線 23392）

【根拠法令】

○地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）

（地方債の協議等）

第 5 条の 3

地方公共団体は、地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 11 総務大臣は、第 1 項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第 5 条の 4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第 1 項の規定による協議又は同条第 6 項の規定による届出をすることを要しない。

- 3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（第 1 項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第 1 項の規定による協議又は同条第 6 項の規定による届出をすることを要しない。
- 4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第 1 項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第 1 項の規定による協議又は同条第 6 項の規定による届出をすることを要しない。
- 7 総務大臣は、第 1 項、第 3 項及び第 4 項の総務大臣の許可並びに第 1 項第 4 号から第 6 号までの規定による指定及び第 2 項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（退職手当の財源に充てるための地方債についての関与の特例）

附則第 33 条の 8

地方公共団体は、平成十八年度から令和七年度までの間（次項において「特例期間」という。）に限り、退職手当の財源に充てるための地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合に

は、第 5 条の 3 第 1 項及び第 6 項並びに第 5 条の 4 第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 4 総務大臣は、第 1 項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）

（地方債の協議の相手方等）

第 2 条

- 3 都道府県知事は、法第 5 条の 3 第 1 項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第 3 項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債の許可手続）

第 21 条

法第 5 条の 4 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第 2 号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 3 都道府県知事は、第 1 項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第 3 項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

令和 3 年度地方債同意等額（2 次協議分）について

以下のとおり、地方財政法第 5 条の 3 第 1 項並びに第 5 条の 4 第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに法附則第 33 条の 8 第 1 項又は地方財政法施行令第 2 条第 3 項、第 21 条第 3 項の規定に基づき、地方公共団体から協議又は許可申請のあった地方債について、提出書類を確認の上、同意又は許可を行う。

1. 今回の同意等額について

(単位：億円)

	同意等額 (2 次協議分) (A)	既同意等額・ 届出額 (B)	合計 (A+B)	地方債計画額 (当初)
通常収支分	(17) 13,693	(120) 135,711	(137) 149,405	(241) 136,372
東日本 大震災分	(0.02) 2	(-) 9	(0.02) 11	(1) 11
総計	(17) 13,696	(120) 135,721	(137) 149,416	(242) 136,383

※ () 書きは国の予算等貸付金債であり、外数である。

※このほか、令和 3 年度の一次協議に同意等を行った公営企業債（交通事業、地域開発事業）において、借入条件を変更（償還年限の延長）する協議の同意を行う。

2. 今回同意等を行う主な事業債

行政改革推進債（1,606 億円）、公共事業等債（1,241 億円）、公共施設等適正管理推進事業債（1,072 億円）、緊急自然災害防止対策事業債（1,047 億円）、災害復旧事業債（1,016 億円）

3. 今後のスケジュール

- 2 次協議分：2 月 25 日（金）に同意等予定
- 最終協議分：3 月下旬に同意等予定

○ 地方債同意等額について(令和3年度 第2次分)

1. 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 (改正前) A	既同意等額 (第1次分+個別協議 +届出(1月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一 般 会 計 債	56,050	59,379	10,596	69,975	▲ 13,925	124.8%
公 共 事 業 等	16,098	17,822	1,241	19,063	▲ 2,965	118.4%
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	-	395	148	542	▲ 542	-
公 営 住 宅 建 設 事 業	1,103	1,863	148	2,012	▲ 909	182.4%
災 害 復 旧 事 業	1,141	702	1,016	1,718	▲ 577	150.6%
教育・福祉施設等整備事業	3,319	5,234	976	6,210	▲ 2,891	187.1%
学 校 教 育 施 設 等	1,223	1,985	641	2,626	▲ 1,403	214.7%
社 会 福 祉 施 設	371	466	63	529	▲ 158	142.6%
一 般 廃 棄 物 処 理	639	1,876	128	2,005	▲ 1,366	313.7%
一 般 補 助 施 設 等	549	581	107	688	▲ 139	125.4%
施 設 (一 般 財 源 化 分)	537	325	37	362	175	67.4%
一 般 単 独 事 業	27,724	28,994	4,065	33,059	▲ 5,335	119.2%
一 般	2,322	10,156	415	10,571	▲ 8,249	455.2%
地 域 活 性 化	690	1,114	126	1,240	▲ 550	179.7%
防 災 対 策	871	567	81	649	222	74.5%
地 方 道 路 等	3,221	5,634	313	5,947	▲ 2,726	184.6%
旧 合 併 特 例	6,200	2,379	469	2,848	3,352	45.9%
緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000	2,408	381	2,789	2,211	55.8%
公 共 施 設 等 適 正 管 理	4,320	4,304	1,072	5,376	▲ 1,056	124.4%
緊急自然災害防止対策	4,000	1,763	1,047	2,809	1,191	70.2%
緊急浚渫推進事業	1,100	670	161	831	269	75.6%
辺地及び過疎対策事業	5,520	3,975	1,120	5,095	425	92.3%
辺 地 対 策	520	468	55	523	▲ 3	100.5%
過 疎 対 策	5,000	3,508	1,065	4,573	427	91.5%
公共用地先行取得等事業	345	394	41	435	▲ 90	126.0%
行 政 改 革 推 進	700	-	1,606	1,606	▲ 906	229.5%
調 整	100	-	234	234	▲ 134	234.2%
公 営 企 業 債	24,726	23,918	1,386	25,304	▲ 578	102.3%
水 道 事 業	5,258	5,763	138	5,901	▲ 643	112.2%
工 業 用 水 道 事 業	303	330	0.3	331	▲ 28	109.1%
交 通 事 業	1,739	1,645	713	2,358	▲ 619	135.6%
電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	195	206	3	209	▲ 14	107.2%
港 湾 整 備 事 業	571	512	25	537	34	94.0%
病院事業・介護サービス事業	3,637	3,187	216	3,404	233	93.6%
市場事業・と畜場事業	375	253	4	257	118	68.6%
地 域 開 発 事 業	658	720	47	768	▲ 110	116.7%
下 水 道 事 業	11,934	11,241	226	11,466	468	96.1%
観 光 そ の 他 事 業	56	59	14	73	▲ 17	130.4%
臨 時 財 政 対 策 債	54,796	52,352	1,168	53,520	1,276	97.7%
退 職 手 当 債	800	-	423	423	377	52.9%
国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(241)	(120)	(17)	(137)	(104)	(56.9%)
合 計	(241) 136,372	(120) 135,649	(17) 13,574	(137) 149,222	(104) ▲12,850	(56.9%) 109.4%
減 収 補 填 債 (5 条 分)	-	-	11	11	▲ 11	-
減 収 補 填 債 (特 例 分)	-	-	8	8	▲ 8	-
猶 予 特 例 債	-	1	1	2	▲ 2	-
特 別 減 収 対 策 債	-	-	100	100	▲ 100	-
借 換 債	-	61	-	61	▲ 61	-
総 計	(241) 136,372	(120) 135,711	(17) 13,693	(137) 149,405	(104) ▲ 13,033	(56.9%) 109.6%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注) 以下にあげる事業債の既同意等額(B)と合計(D)の財政融資資金には令和2年度補正分の本省繰越額を含む。
 公共事業等:10億円 防災・減災、国土強靱化緊急対策事業:187億円 災害復旧事業:1億円 学校教育施設等:218億円
 一般廃棄物処理:304億円 一般補助施設等:8億円 辺地対策事業:3億円 過疎対策事業:92億円
 水道事業:117億円 下水道事業:3億円

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 (改正前) A	既同意等額 (第1次分+個別協議 +届出(1月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一 般 会 計 債	10	9	0.01	9	1	89.9%
公 営 住 宅 建 設 事 業	7	7	—	7	▲ 0.3	104.0%
災 害 復 旧 事 業	2	0.2	—	0.2	2	8.0%
一 般 補 助 施 設 等 ※ ※	—	1	0.01	1	▲ 1	—
一 般 単 独 事 業	1	0.2	—	0.2	1	16.7%
公 営 企 業 債	1	0.2	2	2	▲ 1	227.2%
水 道 事 業	1	0.2	2	2	▲ 1	227.2%
国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(1)	(—)	(0.02)	(0.02)	(1)	(2.3%)
総 計	(1)	(—)	(0.02)	(0.02)	(1)	(2.3%)
	11	9	2	11	▲ 0.3	102.4%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合 計

(単位:億円)

	地方債計画額 (改正前) A	既同意等額 (第1次分+個別協議 +届出(1月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
1 通常収支分	(241) 136,372	(120) 135,711	(17) 13,693	(137) 149,405	(104) ▲ 13,033	(56.9%) 109.6%
2 東日本大震災分	(1) 11	(—) 9	(0.02) 2	(0.02) 11	(1) ▲ 0.3	(2.3%) 102.4%
合 計	(242) 136,383	(120) 135,721	(17) 13,696	(137) 149,416	(105) ▲ 13,033	(56.6%) 109.6%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注) 以下にあげる事業債の既同意等額(B)と合計(D)の財政融資資金には令和2年度補正分の本省繰越額を含む。

公共事業等:10億円 防災・減災、国土強靱化緊急対策事業:187億円 災害復旧事業:1億円 学校教育施設等:218億円

一般廃棄物処理:304億円 一般補助施設等:8億円 辺地対策事業:3億円 過疎対策事業:92億円

水道事業:117億円 下水道事業:3億円